

第4編 事故対策編

第1章 航空災害対策計画

[総務課、須賀川地方広域消防本部、石川警察署、福島空港事務所、東京航空局福島空港出張所]

この計画は、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防及び応急の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによる。

第1節 航空災害予防対策計画

第1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 航空運送事業者は、航空災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧のための体制を整備する。
- (2) 村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 防災関係機関等相互の連携

福島空港事務所は、福島空港及び空港周辺（以下、この計画において「福島空港等」という。）における航空災害について「福島空港緊急時計画」を策定し、防災関係機関等との連携強化に努める。

3 応援協力体制の整備

- (1) 航空運送事業者は、応急活動、復旧活動、資器材の調達に関し、各関係機関及び関係事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。
- (2) 村は、航空災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、防災関係機関と連携し、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第4 応援協力対策の整備」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。
- (3) 村は、防災関係機関及び関係事業者と連携し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟に努める。

4 搜索、救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 福島空港事務所は、福島空港等における航空災害について、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。
- (2) 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、防災関係機関と連携して「一般災害対策編 第1章 第4節 第1 消防力の強化」、及び「同章 第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めるところにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。

(3) 村は、あらかじめ消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

5 消防力の強化

(1) 福島空港事務所のとりべき措置

福島空港等において発生した航空災害による被害の拡大を最小限に留めるため、化学消防車等の消防用機械・資器材及び「福島空港緊急時計画」に定める、消火救護用資器材の整備を促進するとともに、消防活動について、平常時から消防機関等との連携強化に努める。

(2) 村のとりべき措置

ア 村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

イ 村は、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

6 防災訓練の実施

村は、「一般災害対策編 第1章 第13節 防災訓練」の定めるところにより、大規模災害を想定し、村、県、防災関係機関、空港管理者、航空運送事業者等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのより実践的な防災訓練を実施する。

第2 災害時要援護者予防対策

村は、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」及び「同章 第15節 災害時要援護者予防対策」の定めるところにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 航空災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 福島空港事務所（空港管理者）のとるべき措置

福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生したときは、「福島空港緊急時計画 5 連絡通報体制」に定める福島空港緊急時通報連絡表により通報・連絡する。

2 村のとるべき措置

- (1) 村は、航空災害の情報を受理したときは、防災関係機関と連携し、その状況把握に努め、「航空災害情報伝達系統（別図1）」及び「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 村から県への航空災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。

3 東京航空局福島空港出張所のとるべき措置

航空災害の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、「航空災害情報伝達系統（別図1）」により防災関係機関に通報するとともに、災害を最小限に止めるよう努める。

第2 活動体制の確立

1 活動体制

(1) 航空運送事業者の活動体制

航空運送事業者は、発災後速やかに、社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所（福島空港における航空災害の場合）、県警察本部（石川警察署）、消防機関等に対し、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について連絡し、緊密な連携の確保に努める。

(2) 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

2 相互応援協力

- (1) 村は、航空災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めるところにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 消防本部は、航空災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村と調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

3 自衛隊の災害派遣

村は、航空災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要と認める場合は、「一般災害対策編 第2章 第10節 自衛隊災害派遣」の定めるところにより、知事を通じ自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

(1) 福島空港等における航空災害の場合

ア 福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生した場合、速やかに被害状況を把握し、「福島空港消火救難対策実施要領」及び「福島空港消防救急業務実施要領」に基づき、必要に応じ、救助・救急活動を行うとともに、消防機関、県警察本部等による迅速かつ的確な救助・救出、消火が行われるよう協力する。

また、医療機関の協力を得て医療救護活動を実施する。

イ 村及び消防本部は、須賀川市、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合と連携し、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、迅速に救助・救出を行う。

ウ 東京航空局福島空港出張所は、航空機事故に係る火災が発生したときは、消防機関等の協力を得て消防活動を実施する。航空機事故が発生したときは、状況に応じ、空港利用者を避難させる等必要な措置をとる。

(2) (1) を除く地域における航空災害の場合

ア 村は、「一般災害対策編 第2章 第9節 救助・救急」及び「同章 第12節 医療（助産）救護」の定めるところにより、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。

イ 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

ウ 県警察本部（石川警察署）は、「一般災害対策編 第3章 第14節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

(1) 福島空港等における航空災害の場合

ア 福島空港事務所は、福島空港等において航空災害が発生した場合は、速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに、消防機関と連携協力して消火活動を行う。

イ 村及び消防本部は、郡山地方広域消防組合、白河地方広域市町村圏組合及び須賀川市と連携し、「福島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、迅速に消火活動を行う。

(2) (1) を除く地域における航空災害の場合

ア 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 村は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。

ウ 村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援

の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）及び県公安委員会は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章 第14章 警備活動及び交通規制措置」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

なお、福島空港等において航空災害が発生した場合には、「福島空港緊急時計画 6 出動・アクセス体制」に基づき、交通規制等を実施する。

第5 災害広報

村は、防災関係機関及び航空運送事業者と相互に協力して、航空災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

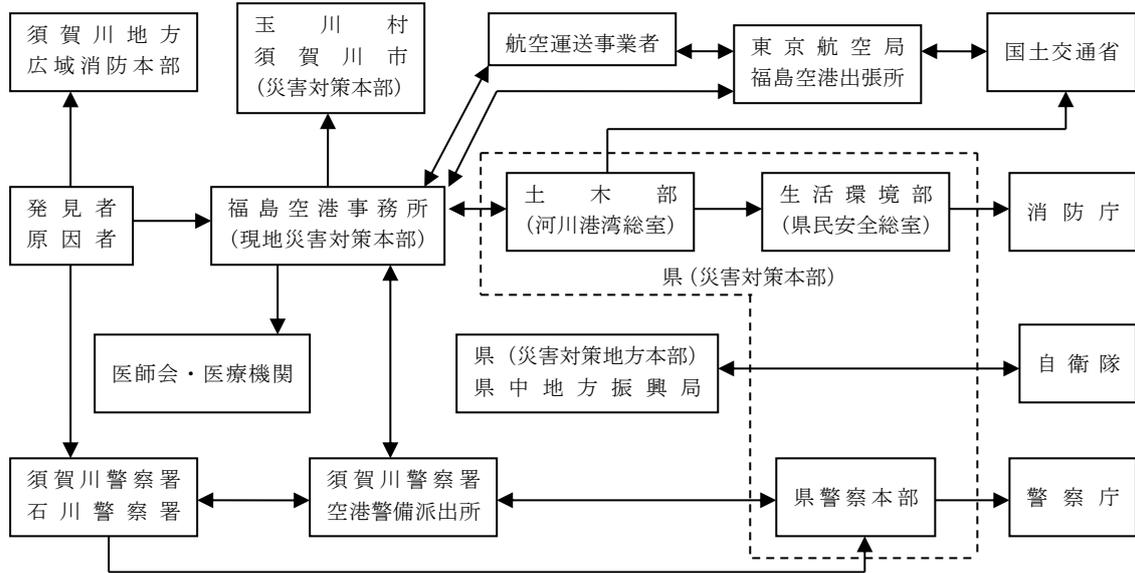
なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施する。

第3節 航空災害復旧対策計画

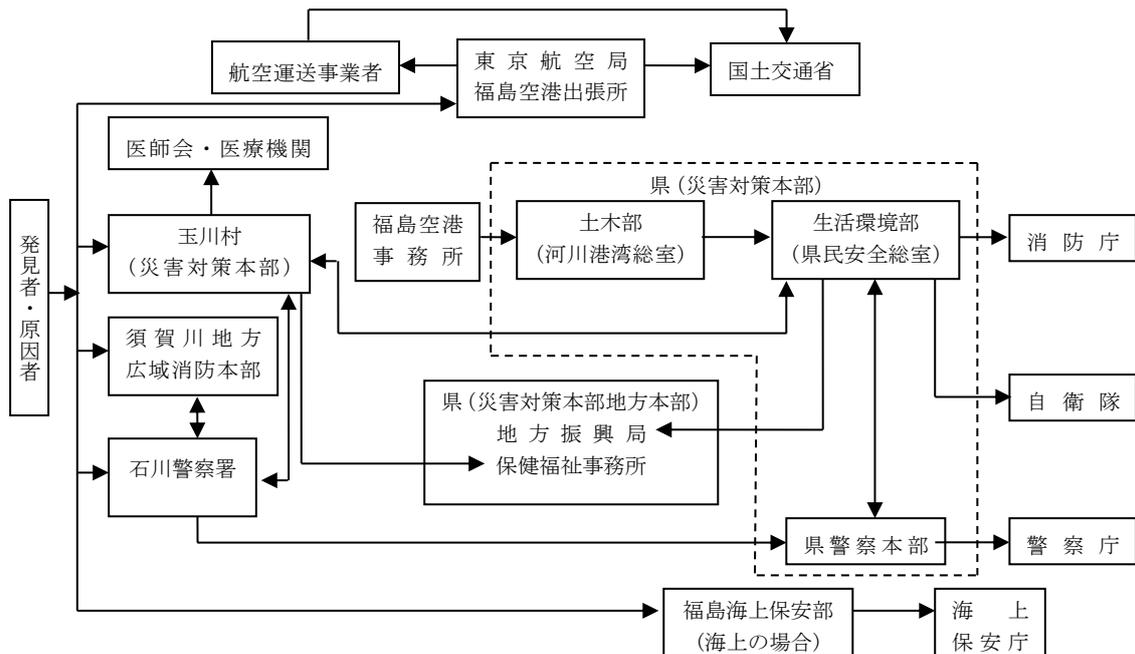
復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図1 航空災害情報伝達系統

1 福島空港等における航空機事故



2 1以外の地域における航空機事故



※ この図(1、2)の→は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第2章 鉄道災害対策計画

[総務課、消防団、須賀川地方広域消防本部、石川警察署、東日本旅客鉄道（株）]

この計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによる。

第1節 鉄道災害予防対策

第1 鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

1 鉄道交通の安全のための情報の充実

鉄軌道事業者は、鉄軌道交通の安全のため、気象庁等と連携して、気象、地象、水象に関する予報及び警報の伝達、情報の収集等に必要な気象観測設備、通信連絡設備等の整備充実に努める。

2 鉄軌道の安全のための施設、設備等の整備充実

(1) 鉄軌道事業者は、事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、異常時における列車防護及び列車防護用具の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安要員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図る。

また、軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに、線路防護施設の点検、整備に努める。

(2) 村は、県、道路管理者、鉄軌道事業者等と連携し、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 鉄軌道事業者は、通信設備等を整備し、事故発生時の迅速かつ的確な情報の収集・連絡するための体制整備を図る。

また、村及び関係機関と密接に情報の収集・連絡するために必要な措置を講ずる。

(2) 村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

(1) 村は、鉄道災害が隣接市町村、隣接県に及ぶ場合があるため、防災関係機関と連携し、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第4 応援協力対策の整備」の定

めるところにより、必要な措置を講ずる。

- (2) 村は、防災関係機関及と連携し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制整備に努めるとともに、救助・救急及び医療（助産）救護活動について、平常時から消防機関及び医療機関との連携を強化しておく。
- (2) 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、防災関係機関と連携して「一般災害対策編 第1章 第4節 第1 消防力の強化」、及び「同章 第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めるところにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (3) 村は、あらかじめ消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 防災体制の強化

- (1) 鉄軌道事業者のとるべき措置
火災による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。
- (2) 村のとるべき措置
村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 防災訓練の実施

村は、「一般災害対策編 第1章 第13節 防災訓練」の定めるところにより、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、鉄軌道事業者及び地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてにより実践的な防災訓練を実施する。

第3 災害時要援護者予防対策

村は、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」及び「同章 第15節 災害時要援護者予防対策」の定めるところにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 鉄道災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 鉄軌道事業者のとるべき措置

鉄軌道事業者は、鉄道災害が発生した場合、速やかに、「鉄道災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 村及び消防本部のとるべき措置

- (1) 村は、鉄道災害の情報を受理したときは、防災関係機関と連携し、その状況把握に努め、「鉄道災害情報伝達系統（別図1）」及び「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」に基づき、関係機関に対し災害情報の収集伝達を実施する。
- (2) 村及び消防本部から県への鉄道災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 鉄軌道事業者の活動体制

鉄軌道事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

3 相互応援協力

- (1) 村は、鉄道災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めるところにより知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 消防本部は、鉄道災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村と調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

村は、鉄道災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要と認める場合は、「一般災害対策編 第2章 第10節 自衛隊災害派遣」の定めるところにより、知事を通じ自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 鉄軌道事業者は、消防機関、県警察本部（石川警察署）等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施する。
- (2) 村は、「一般災害対策編 第2章 第9節 救助・救急」及び「同章 第12節 医療（助産）救護」の定めるところにより、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協力に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (3) 消防機関は、保有する資器材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (4) 県警察本部（石川警察署）は、「一般災害対策編 第3章 第14節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

- (1) 鉄軌道事業者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。
- (2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (3) 村は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。
- (4) 村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章 第14章 警備活動及び交通規制措置」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第5 災害広報

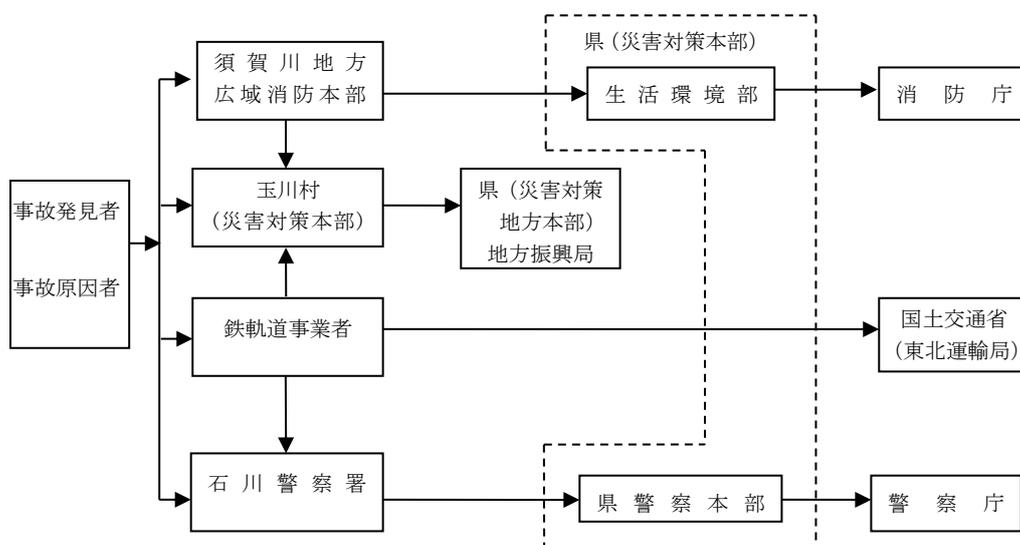
村は、防災関係機関及び鉄軌道事業者と相互に協力して、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施する。

第3節 鉄道災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図1 鉄道災害情報伝達系統



※ この図（1、2）の→は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第3章 道路災害対策計画

[総務課、地域整備課、消防団、須賀川地方広域消防本部、石川警察署、石川土木事務所]

この計画は、自然災害や道路事故等で生じる道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めるところによる。

第1節 道路災害予防対策計画

第1 道路交通の安全のための情報の充実

道路管理者及び県警察本部（石川警察署）は、道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制の整備を図るとともに、道路利用者に道路施設等の異常に関する情報を迅速に提供する体制の整備に努める。

第2 道路施設等の整備

- (1) 道路管理者は、道路のパトロール等により道路施設等の点検を行い、現況把握に努める。
- (2) 道路管理者は、道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (3) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、落石防止、法面对策、迂回路やバイパスの整備等を計画的かつ総合的に実施する。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

- (1) 道路管理者は、道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び災害復旧のための体制の整備に努める。
- (2) 村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

- (1) 村は、道路災害における応急対策に万全を期すため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第4 応援協力対策の整備」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 村は、防災関係機関と連携し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 道路管理者は、救助・救急活動について、平常時から消防機関等との連携を強化しておく。
- (2) 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、防災関係機関と連携して「一般災害対策編 第1章 第4節 第1 消防力の強化」、及び「同章 第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めるところにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (3) 村は、あらかじめ消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

- (1) 道路管理者のとるべき措置
消防活動について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。
- (2) 村のとるべき措置
村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の流出時における防除活動

道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資器材の整備促進に努める。

6 防災訓練の実施

村は、「一般災害対策編 第1章 第13節 防災訓練」の定めるところにより、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、道路管理者者及び地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてより実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

道路管理者は、道路をまもる月間、道路防災週間等を通じ、道路利用者に対して、災害発生時にとるべき行動等知識の普及・啓発に努める。

第5 災害時要援護者予防対策

村は、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」及び「同章 第15節 災害時要援護者予防対策」の定めるところにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 道路災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 道路管理者のとりべき措置

道路管理者は、道路災害が発生した場合、速やかに、「道路災害情報伝達系統(別図1)」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 村及び消防本部のとりべき措置

- (1) 村は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」の定めるところにより実施する。
- (2) 村及び消防本部から県(生活環境部)への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート 集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 道路管理者の活動体制

- (1) 道路管理者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとるとともに、対策本部を設置し、災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。
- (2) 道路管理者は、道路災害の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、パトロール、道路モニター等による情報収集を行い、被害の拡大を防ぐため、迂回路の設定、道路利用者等への情報の提供等を行う。

2 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

3 相互応援協力

- (1) 道路管理者は、建設業者等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資器材等の確保に努める。
- (2) 村は、道路災害の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めるところにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (3) 消防本部は、道路災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

村は、道路災害が発生し、人命救助及び被害の拡大を防止するために必要と認めると

きは、「一般災害対策編 第3章 第10節 自衛隊災害派遣」の定めるところにより、知事を通じ自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 道路管理者は、消防機関、県警察等による迅速かつ的確な救助・救出が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置、乗客の救援、救護を実施する。
- (2) 村は、「一般災害対策編 第2章 第9節 救助・救急」及び「同章 第12節 医療（助産）救護」の定めるところにより、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (3) 消防機関は、保有する資器材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (4) 県警察本部（石川警察署）は、「一般災害対策編 第3章 第14節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

- (1) 道路管理者は、消防機関等による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するとともに、消防及び救助に関する措置を実施する。
- (2) 消防本部は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (3) 村は、必要に応じて、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。
- (4) 村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防本部による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第4 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章 第14章 警備活動及び交通規制措置」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第5 危険物の流出に対する応急対策

道路災害により危険物が流出し又はそのおそれがある場合、消防機関、県警察、道路管理者等は、相互に協力して、「本編 第4章 危険物等災害対策計画」の定めるところにより、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

- (1) 道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- (2) 県警察本部（石川警察署）は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るとともに、被災現場周辺等の施設についても緊急点検を行う。

第7 災害広報

村は、防災関係機関及び道路管理者と相互に協力して、道路災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適

切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施する。

第3節 道路災害復旧対策計画

第1 道路管理者

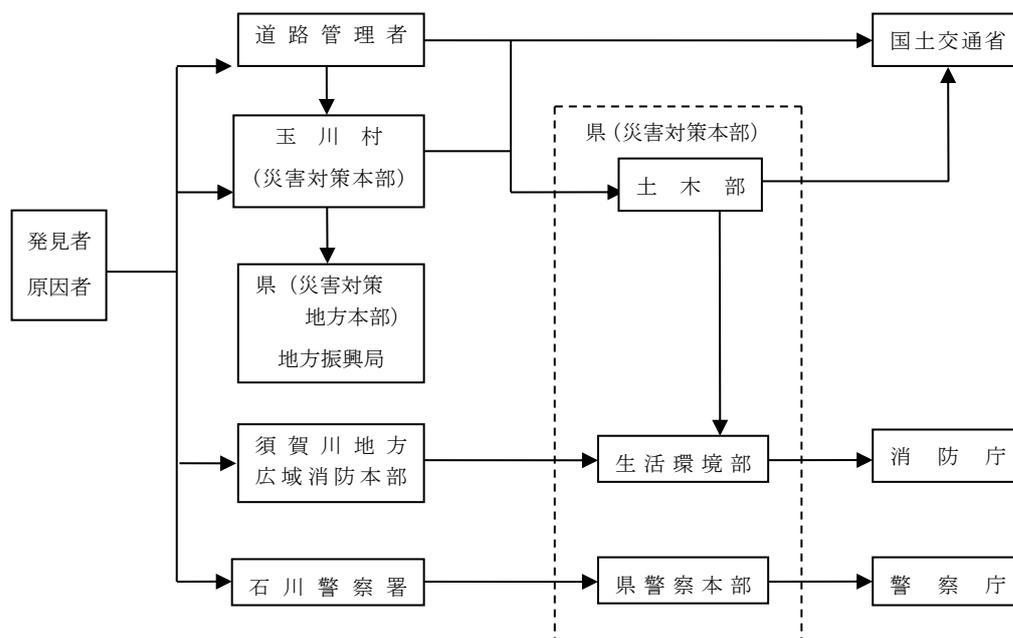
道路管理者は、村及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ円滑に被災施設の復旧作業を行う。

また、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 村

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図1 道路災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第4章 危険物等災害対策計画

[総務課、消防団、須賀川地方広域消防本部、石川警察署、各危険物取扱事業者]

この計画は、危険物及び高圧ガスの漏洩、流出、火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等が発生し又は発生するおそれがある場合といった危険物等災害に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定めるものとする。

第1節 危険物災害予防対策計画

第1 危険物等の定義

1 危険物

消防法第2条第7項に規定されているものとする。

2 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定されているものとする。

3 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条に規定されているものとする。

4 火薬類

火薬類取締法第2条に規定されているものとする。

第2 危険物等施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下、この節において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守し、また、村は、県と連携し、危険物等関係施設に対する立入検査の徹底により、施設の安全性の確保に努める。

1 危険物

(1) 事業者のとりべき措置

事業者は、消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1章 第17節 第1 危険物施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資器材等の整備、危険物取扱者制度の効果的運用等により自主保安体制の確立を図る。

(2) 村のとりべき措置

村は、消防関係機関の協力のもと、危険物取扱者保安講習等の啓発教育事業により、危険物取扱者の資質の向上及び自主保安体制の推進を図る。

また、製造所、貯蔵所等に対する立入検査及び移送・運搬車両に対する路上立入検査を実施し、施設等の安全の確保に努める。

2 高圧ガス

事業者は、高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1章 第17節 第3 高圧ガス施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、防災訓練の実施、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資器材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

3 毒物・劇物

事業者は、毒物及び劇物取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1章 第17節 第4 毒物・劇物施設災害対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、事業所従事者に対する災害予防教育の実施、防災資器材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

4 火薬類

事業者は、火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、「一般災害対策編 第1章 第17節 第2 火薬類施設災害予防対策」に基づき、施設等の維持管理の徹底、火薬類取扱保安責任者及び従事者に対する手帳制度に基づく再教育講習及び保安教育講習、防災資器材等の整備等により自主保安体制の確立を図る。

第3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

- (1) 事業者は、応急活動、復旧活動、資器材の調達に関し、各関係機関及び事業者団体相互において、応援協定の締結等による相互応援体制の整備を推進し、連携の強化に努める。
- (2) 村は、危険物等災害における応急対策に万全を期すため、防災関係機関と連携し、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第4 応援協力体制の整備」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。
- (3) 村は、防災関係機関と連携し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、防災関係機関と連携して「一般災害対策編 第1章 第4節 第1 消防力の強化」、及び「同章 第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めるところにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 村は、あらかじめ消防本部及び医療機関との連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

(3) 事業者は、消防機関、医療機関等との連絡・連携体制の整備を図る。

4 消防力の強化

(1) 事業者のとるべき措置

危険物等災害による被害の拡大を最小限に留めるため、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄など資器材の整備促進に努めるとともに、消防活動等について、平常時から消防機関等との連携の強化をしておく。

(2) 村のとるべき措置

村は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努めるとともに、消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

5 危険物等の大量流出時における防除活動

(1) 村は、関係機関による防除資器材の整備状況の把握に努め、災害発生時に応援を求めることができる体制の整備について支援する。

(2) 消防本部、関係事業者等は、危険物等が河川等へ大量に流出した場合に備えて、防除資器材を整備するとともに、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

(3) 村は、関係機関と連携し、水質事故（油や毒物流出等）等の影響を把握するため、環境モニタリング設備及び体制の整備を行うとともに、平常時からデータの収集等を行う。

6 避難対策

村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

7 防災訓練の実施

村は、「一般災害対策編 第1章 第13節 防災訓練」の定めるところにより、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてのみ実践的な防災訓練を実施する。

第4 防災知識の普及・啓発

村は、防災関係機関と連携し、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民等に対して、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発に努める。

第5 災害時要援護者予防対策

村は、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」及び「同章 第15節 災害時要援護者予防対策」の定めるところにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 危険物等災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 事業者のとるべき措置

事業者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに、「危険物等災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、被害状況、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等について関係機関に伝達するとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 村及び消防本部のとるべき措置

- (1) 村は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」の定めるところにより実施する。
- (2) 村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート 集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 事業者の活動体制

事業者は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立等必要な体制をとり、自衛消防組織等による初期消火、延焼防止活動、流出防止活動等災害の拡大防止のために必要な措置を講ずる。

2 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

3 相互応援協力

- (1) 事業者団体相互の応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (2) 村は、危険物等災害の規模が本村の消防体制では十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めるところにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (3) 消防本部は、道路災害の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村との調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

村は、大規模な危険物等災害が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編 第2章 第10節 自衛隊災害派遣」の定めるところにより、県（生活環境部）を通じ、自衛隊に災害派遣を要請する。

第3 災害の拡大防止

1 事業者のとりべき措置

事業者は、危険物等災害時において消防機関、警察機関等の関係機関と連携を密にし、関係法及び「一般災害対策編 第2章 第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めるところにより、的確な応急点検及び応急措置等を講ずる。

2 村及び消防本部のとりべき措置

村は、県、消防機関等と連携し、関係法及び「一般災害対策編 第2章 第24節 危険物施設等災害応急対策」の定めるところにより、危険物等災害時の危険物等の流出・拡散防止及び除去、環境モニタリングをはじめ、住民避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずる。

第4 捜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 捜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 村は、「一般災害対策編 第2章 第9節 救助・救急」及び「同章 第12節 医療（助産）救護」の定めるところにより、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防本部は、保有する資器材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、「一般災害対策編 第3章 第14節 警備活動及び交通規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

- (1) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- (2) 村は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。
- (3) 村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章 第14章 警備活動及び交通規制措置」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第6 危険物の流出に対する応急対策

1 事業者、消防機関、県警察本部（石川警察署）等のとりべき措置

事業者、消防機関及び県警察本部等は、危険物等の流出が認められた場合には、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

2 村のとりべき措置

村は、危険物等が河川等に大量に流出した場合には、県（生活環境部、保健福祉部）及び関係機関と協力し、直ちに環境モニタリングの実施、オイルフェンスの設置による

危険物等の処理等必要な措置を講ずる。

また、環境モニタリングの結果を受け、水質事故（油や毒物流出等）等による環境の悪化が認められる場合は、県及び関係機関と協力して必要な措置を講じ、危険物の流出による二次災害の防止に努める。

第7 避難誘導

1 村のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編 第2章 第11節 避難」の定めるところにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずる。

2 災害時要援護者対策

村は、災害時要援護者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「一般災害対策編 第2章 第11節 避難」及び「同章 第22節 災害時要援護者対策」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第8 災害広報

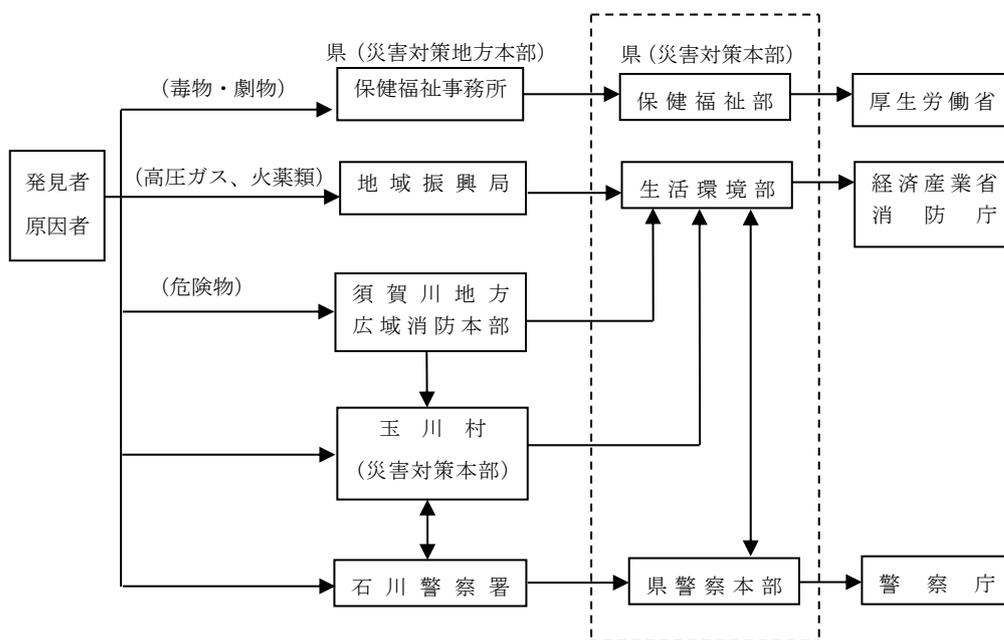
村は、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、危険物災害の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施する。

第3節 危険物等災害復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

別図1 危険物等災害情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第5章 林野火災対策計画

[総務課、企画産業課、石川地方森林組合、消防団、須賀川地方広域消防本部]

この計画は、火災による広範囲にわたる林野の消失等といった林野火災に対し、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する予防、応急及び復旧の各対策について定める。

なお、この計画に定められていない事項については、一般災害対策編の定めによるものとする。

第1節 林野火災予防対策計画

第1 林野火災の特性

林野火災は、その発火地点等、山林の特殊性による火災の早期発見の困難、現場到着の遅延から生ずる初期消火の困難及び水利の不便等もあり、一般火災に対する消火活動とは著しく異なっている。

また、その被害は、単に森林資源の焼失にとどまらず、人家の焼失、人畜の損傷、森林の水資源かん養機能や土砂流出防止機能等の喪失等をも招くことがあり、その影響は極めて大きいものがある。

第2 林野火災に強い地域づくり

- (1) 村は、県（生活環境部、農林水産部）と協議し、その地域の特性に配慮し、林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施する。
- (2) 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理運動を推進するよう努める。
- (3) 村は、県と連携し、警報発令等林野火災発生のおそれがあるときは、監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応、消防機関の警戒体制の強化等を行う。

第3 林野火災防止のための情報の充実

村は、林野火災防止のため、福島県総合情報通信ネットワーク、村防災行政無線等を利用し、福島地方气象台等と連携の上、気象警報・注意報の発表等気象に関する情報の迅速かつ正確な把握に努め、気象状況の変化に対応した予防対策を講ずる。

第4 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

村は、防災行政無線、携帯電話等の整備に努めるとともに、必要に応じて不感地帯に対応した通信機器の整備について配慮する。

2 応援協力体制の整備

- (1) 村は、林野火災が隣接市町村に及ぶ場合があるため、隣接市町村、広域市町村圏等との応援協定の締結促進により、応援協力体制の整備を図るとともに、「一般災害対策編 第1章 第1節 第4 応援協力体制の整備」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。
- (2) 村は、防災関係機関と連携し、応援協定に基づき迅速な対応をとることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくとともに、防災訓練等を通じ習熟に努める。

3 救助・救急及び医療（助産）救護

- (1) 村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、防災関係機関と連携して「一般災害対策編 第1章 第4節 第1 消防力の強化」、及び「同章 第9節 医療（助産）救護・防疫体制の整備」の定めるところにより、被害の軽減を図るために必要な措置を講ずる。
- (2) 村は、あらかじめ消防機関及び医療機関との連絡体制の整備を図るとともに、相互の連携強化に努める。

4 消防力の強化

(1) 村のとりべき措置

- ア 防火線、防火林及び防火林道等林野火災の防火施設並びに林野火災用消防資器材を整備するとともに、標識板、警報旗等の防火施設の整備を推進する。
- イ 「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。
- ウ 消防本部、消防団、自主防災組織等の連携強化に努める。

(2) 関東森林管理局のとりべき措置

- ア 森林火災の防止及び早期覚知に努めるとともに、特に危険期には職員による巡視を強化し、危険箇所の点検を行う。
- イ 保護樹帯の設置等を実施し、森林火災の拡大防止に努める。
- ウ 森林火災の発生に備え、消火用器具及び空中消火資器材の整備に努める。

5 避難対策

村は、避難対策について迅速な対応をとることができるよう、避難場所、避難路等をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

6 防災訓練の実施

村は、「一般災害対策編 第1章 第13節 防災訓練」の定めるところにより、大規模災害を想定し、県、防災関係機関、道路管理者及び地域住民等と相互に連携して、消火、救助・救急等についてにより実践的な防災訓練を実施する。

第5 防災知識の普及・啓発

- (1) 村は、福島県山火事防止運動実施要領に基づき、山火事防止強調月間等を通じて、県、林業関係機関、林業関係団体及び防災関係機関と協力して広報活動を行い、林野周辺住民及び入山者等の防災意識の啓発に努める。
- (2) 消防本部は、林野火災の未然防止のため予防査察を計画的に実施するとともに、立入検査を励行し管理権原者に対する防火体制の徹底について指導する。
- (3) 関東森林管理局は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板、警報旗及びポスター等によって森林火災予防思想の普及に努める。

第6 災害時要援護者予防対策

村は、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」及び「同章 第15節 災害時要援護者予防対策」の定めるところにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 林野火災応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

- (1) 村は、災害情報の収集伝達について「一般災害対策編 第2章 第3節 災害情報の収集伝達」の定めるところにより実施する。
- (2) 村及び消防本部から県（生活環境部）への道路災害の緊急連絡は、「情報連絡ルート 集火災・災害等即報要領に基づく通報」により連絡する。

第2 活動体制の確立

1 村の活動体制

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるとともに、職員の災害現場への派遣及び状況報告、また、状況に応じ県消防防災ヘリ等の応援要請を実施する。

2 林野所有（管理）者及び林業関係事業者の活動体制

林野所有（管理）者及び林業関係事業者は、消防機関、県警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力を努めるものとする。

3 相互応援協力

- (1) 村は、林野火災の規模が大きく、本村限りでは十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、「一般災害対策編 第2章 第5節 相互応援協力」の定めるところにより、知事又は他の市町村長の応援又は応援のあつせんを求める。
- (2) 消防本部は、林野火災の規模が甚大で十分な応急措置の実施が困難と認められる場合には、村と調整の上、県内消防本部による「福島県広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防本部に対し応援を要請する。

4 自衛隊の災害派遣

村は、大規模な林野火災が発生し、必要があると認めるときは、「一般災害対策編 第2章 第10節 自衛隊災害派遣」の定めるところにより、知事を通じ自衛隊に災害派遣を要請する。

第4 搜索、救助・救急、医療（助産）救護及び消火活動

1 搜索、救助・救急、医療（助産）救護活動

- (1) 村は、「一般災害対策編 第2章 第9節 救助・救急」及び「同章 第12節 医療（助産）救護」の定めるところにより、消防本部、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携を図るとともに、必要に応じて相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、救助・救急及び医療（助産）救護活動を実施する。
- (2) 消防本部は、保有する資機材を活用し、村、県警察本部（石川警察署）、医療機関等の関係機関と連携し、救助・救急活動を行う。
- (3) 県警察本部（石川警察署）は、「一般災害対策編 第3章 第14節 警備活動及び交通

規制措置」に基づき、消防機関等の防災関係機関と連携して、救出救助活動を行う。

2 消火活動

(1) 村は、林野火災がその発生場所、風向及び地形等現地の状況によっては常にその変化に応じた措置をとる必要があることを考慮し、消火活動にあたっては、消防本部等と連携のうえ、次の事項を検討して最善の方策を講ずる。

- ア 出動部隊の出動区域
- イ 出動順路と防ぎよ担当区域（地況精通者の確保）
- ウ 携行する消防機材及びその他の器具
- エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
- オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
- カ 応急防火線の設定
- キ 食料、飲料水、消防機材及び救急資材の確保と補給
- ク 交代要員の確保
- ケ 救急救護対策
- コ 住民等の避難
- サ 空中消火の要請
- シ 空中消火資器材の手配及び消火体制

(2) 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(3) 村は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターによる消火、偵察等を県に要請する。

(4) 村は、被災地市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 関東森林管理局は、国有林及び国有林付近の森林火災を覚知した場合、関係職員を現地に派遣し火災の拡大防止に努める。

第5 交通規制措置

県警察本部（石川警察署）は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「一般災害対策編 第2章 第14章 警備活動及び交通規制措置」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

第6 避難誘導

1 村のとるべき措置

危険物等災害により住家等への被害拡大の危険性があると判断した場合には、人命の安全を第一に、「一般災害対策編 第2章 第11節 避難」の定めるところにより、地域住民等に対し避難の勧告又は指示等の必要な措置を講ずる。

2 災害時要援護者対策

村は、災害時要援護者に対し、情報伝達、避難誘導、避難場所における生活等について配慮するとともに、「一般災害対策編 第2章 第11節 避難」及び「同章 第22節 災害時要援護者対策」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

3 森林内の滞在者

村、消防本部等は、林野火災発生の通報を受けた場合には、直ちに広報車等により広報を行うとともに、登山者、森林内での作業者等の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。

第8 災害広報

村は、防災関係機関及び事業者と相互に協力して、林野火災の状況、安否情報、医療機関に関する情報、交通規制等の正確かつきめ細やかな情報を、被災者等に対し適切に広報するとともに、「一般災害対策編 第2章 第6節 災害広報」の定めるところにより、必要な措置を講ずる。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した広報を実施する。

第7 二次災害の防止

(1) 村は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることに十分留意して、二次災害の防止に努める。

(2) 村は、必要に応じ国、県と連携し、降雨等による二次的な土砂災害防止のため、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果、危険性が高いと判断された箇所については、住民、関係者、関係機関等への周知を図り、応急対策を行う。

応急対策は、できるだけ速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

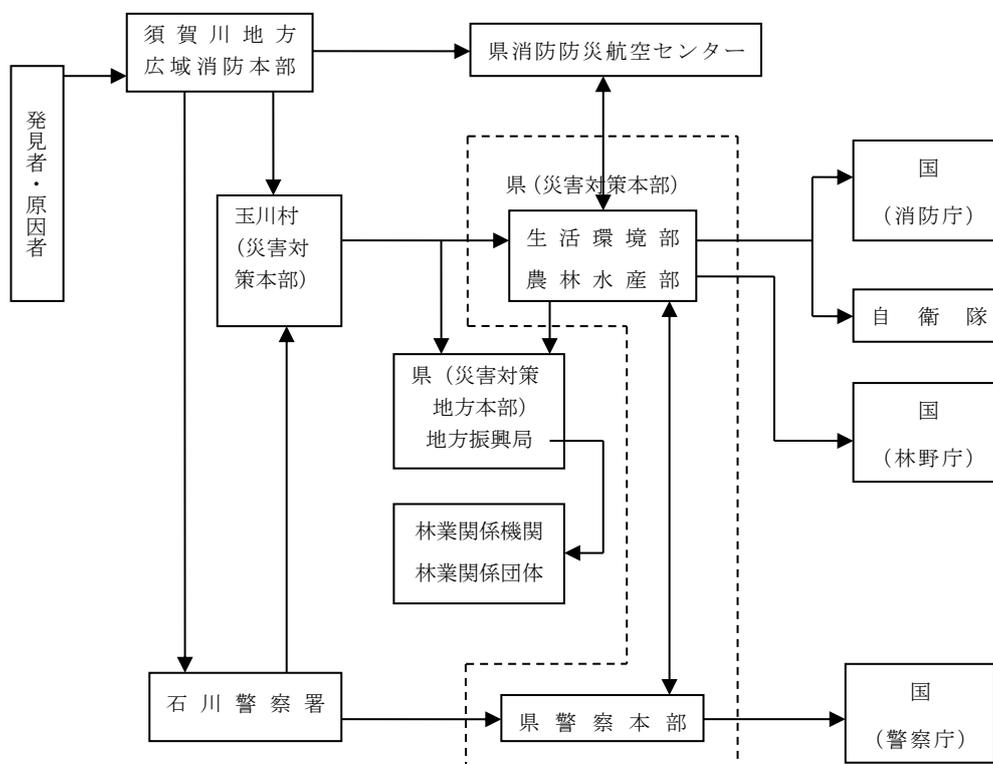
(3) 村は、土砂災害等の危険箇所の点検結果に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第3節 林野火災復旧対策計画

復旧対策については、事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合には、「一般災害対策編 第3章 災害復旧計画」の定めるところによる。

また、村は、必要に応じ国、県と連携し、造林補助事業、治山事業等により、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりに努める。

別図1 林野火災情報伝達系統



※ この図の矢印は、発災初期の情報伝達のルートを示すものであるため、関係機関は、応急対策の活動に係る情報について、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

第6章 原子力災害対策計画

[全課、東京電力(株)]

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号、以下「原災法」という。)に基づき、廃止措置が決定された原子炉及び運転を停止している原子炉施設から放射性物質または放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、総合的かつ計画的な原子力防災事務または業務の遂行によって住民の安全を図ることを目的とする。

第1節 原子力災害予防対策計画

第1 原子力防災対策の特殊性及び複合災害への備え

原子力災害は、自然災害と比べ、放射線による被ばくが通常五感に感じられないこと、被ばくの程度が自ら判断できないこと及び自らの判断で対処するためには放射線等に対する概略的な知識を必要とすることなどの特殊性を有している。

また、原子力災害と大規模自然災害が相前後して発生する複合災害においては、建物、道路及び通信設備の被災、停電等により、要員の参集、情報収集、通報連絡などの応急対策活動が極めて困難な状況に置かれることとなる。

このため、本計画においては、これらを踏まえ、住民に対する放射線等に関する知識の普及及び防災訓練等の参加を通じた役割の周知、防災関係機関に対する教育訓練及び放射線防護資機材の整備、通信設備の多重化、非常用電源設備の整備等、必要な体制をあらかじめ確立するとともに、複合災害時においても、原子力災害対策を講ずる上で必要となる放射線モニタリング等の応急対策活動が迅速かつ的確に実施できるよう所要の措置を定める。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

1 防災情報通信網等の整備

(1) 通報連絡者名簿等の整備

村は、連絡・指導を行うべき施設や傘下機関を明確にするとともに、通報連絡を、緊急時に迅速、確実に行うため、連絡責任者、連絡先、優先順位、通信手段等の連絡内容を記載した名簿等を整備する。その際、夜間・休日においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 通信手段の整備

村は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力規制委員会からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう「一般災害対策編 第1章 第2節 防災情報通信網の整備」に基づき、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行う。

なお、通信手段の整備にあたっては、複合災害の発生を考慮し、自然災害に対する

頑健性、多重化の確保に努める。

2 環境放射線モニタリング協力体制の整備

(1) モニタリング設備・機器等の活用

村は、平常時または緊急時における周辺環境への放射性物質または放射線による影響を把握するため、県及び事業者が整備する、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型計測用機器等の環境放射線モニタリング設備・機器等の活用を図るとともに、平常時よりその操作の習熟に努める。

また、気象状況を把握できる施設等を整備するよう努める。

(2) 緊急時環境放射線モニタリング協力要員の確保

村は、県が実施する緊急時における環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために、必要な協力要員をあらかじめ定めておく。

(3) 緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステムの活用

県は、国等と連携して、平常時から緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（以下「SPEEDI」という。）と環境放射線テレメータシステム等を連携させるなど、気象情報、空間放射線量率等の情報伝達のネットワークを整備・維持を進めている。

村は、それらの情報の収集及び活用に努める。

3 救助・救急及び医療救護

(1) 救助・救急活動用資機材の整備

村は、県及び国から整備すべき資機材に関する情報提供を受け、県と連携し、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材、救助工作車、救急自動車、バス、広報車等、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努める。

(2) 緊急被ばく医療活動体制等の整備

村は、県が行う緊急時における住民等の健康管理、汚染検査、除染等緊急被ばく医療について協力するものとし、体制の整備を図る。

4 緊急輸送活動体制の整備

村は、住民避難等の緊急時の輸送活動のための交通管理、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の移送及び災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに、指定された緊急輸送路等の整備を図る。

5 避難対策

原子力災害では、迅速に安全な場所へ避難することが人命を守る上で重要となるため、村は、県及び防災関係機関等と連携し、適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

また、被災市町村からの避難者の受け入れ体制の整備を図る。

6 防災訓練の実施

村は、県が実施する原子力災害防災訓練等に参加し、現場における判断力の向上等に努める。

また、訓練終了後、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施して改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用するなど原子力防災体制の改善に

取り組む。

第3 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 体制及び設備等の整備

村は、的確な情報を常に伝達できるよう、村有施設等への連絡体制及び村防災行政無線、広報車両等の施設、設備の整備を図る。

2 住民相談窓口との連携

住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口は、原則として、県及び関係市町村に設置される。

村は、住民からの問い合わせに備え、平時から県及び関係市町村との連携を図る。

※関係市町村 「原子力事業所」が立地している周辺市町村で、県防災計画（原子力災害対策編）において「暫定的な重点地域の範囲」に含まれる市町村をいう。）

3 災害時要援護者等への広報体制の整備

村は、県と連携し、原子力災害の特殊性を踏まえ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等いわゆる「災害時要援護者」及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達できるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制及び設備等の整備に努める。

4 多様な広報媒体の活用

村は、インターネットホームページ、携帯電話への緊急速報メール及びツイッターなどのソーシャルメディア等を含めた多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第4 防災知識の普及・啓発

村は、国、県等と協力して、災害時における住民の混乱と動揺を避けるため、平素から次に掲げる事項について広報活動を実施し、原子力防災に関する知識の普及と啓発に努める。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特殊性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 原子力災害時に県等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 安定ヨウ素剤の予防服用に関すること。
- (7) 原子力災害時における情報、指示等の伝達方法に関すること。
- (8) 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (9) コンクリート屋内退避所、避難所に関する事項に関すること。
- (10) その他必要と認める事項

また、原子力災害応急対策の円滑な実施を図るため、原子力防災業務に携わる者に対

して、国及び県等が実施する研修を積極的に活用し、原子力防災に関する事項の習熟を図るとともに、研修成果を訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

特に、安定ヨウ素剤の予防服用にあたっては、防災指針を踏まえ、誤った服用による副作用の発生頻度を低減させるため、住民等を対象に服用対象者等についての情報を普段から提供しておく。

第5 災害時要援護者予防対策

村は、「一般災害対策編 第1章 第8節 避難対策」及び「同章 第15節 災害時要援護者予防対策」の定めるところにより、避難誘導、防災知識の普及、防災訓練等について、災害時要援護者に十分配慮し、民生・児童委員、消防団、自主防災組織、ボランティア団体等と連携した支援体制の整備に努める。

第2節 原子力災害応急対策計画

第1 災害情報の収集伝達

1 通報連絡系統

村は、「原子力災害情報伝達系統（別図1）」に基づき、災害情報、応急対策の活動状況等の連絡を受けるとともに、緊密な連携の確保に努める。

2 村等に対する情報連絡

本村を含む県内市町村（関係市町村を除く）への原子力災害に関する情報の伝達は、県から行われることとされている。

3 事故状況の把握

県は、村及び消防本部等に対し、発電所からの特定事象発生等の通報、発電所からの特定事象が原災法第15条に該当した場合の報告及び環境放射線モニタリングやSPEEDI等の拡散予測結果等、その他必要と思われる事項について、総合情報通信ネットワークや電子メール等により速やかに連絡し、重要な指示等については、電話等でその着信を確認する。

村は、これにより連絡を受けた場合、県、関係市町村、発電所への問い合わせについては、緊急時対応の支障とならないよう配慮する。

※特定事象 原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。

4 関係機関への連絡

村は、県から原子力災害に関する連絡を受けた情報について、必要に応じ、速やかに防災関係機関へ伝達する。

第2 活動体制の確立

村は、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集伝達体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

第3 住民への情報伝達

村は、県からの事故情報等（原子力発電所の状況、モニタリング結果等）を踏まえ、防災行政無線等を通じて、住民等へ情報提供する。

また、県及び関係市町村等から避難受け入れ要請を受けた場合、受諾後、避難者の受け入れを行うことを村防災行政無線等を通じて住民等へ周知するとともに、避難所の設置・運営等へ協力を求める。

第4 避難者等の受け入れ

村は、避難者の受け入れ要請を踏まえ、避難所の設置・避難者の受け入れ、避難車両の誘導、避難所の運営等を行うとともに、避難者車両の避難所までの誘導について協力する。

また、あらかじめ関係市町村等との応援協定の締結について検討する。

第5 緊急時環境放射線モニタリングへの協力

村は、国、県及び関係機関が行う緊急時環境放射線モニタリング活動に対し、必要な情報提供や資料採取など測定における協力をを行う。

第6 飲食物の摂取制限等

村は、県の指示に従い、汚染した飲料水・飲食物等の摂取制限措置、農林畜産物の採取及び出荷制限等を実施する。

この場合において、村は、関係機関の協力を得て、住民等に対する食料供給を実施する。

第3節 原子力災害復旧対策計画

第1 放射性物質による汚染の除去

村は、国の指示又は指導・助言をもとに、県、その他関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業を行う。

第2 各種制限措置の解除

村は、放射線による影響を受けるおそれが無くなったと認められたときは、県の指示に従い、飲料水・飲食物の摂取制限及び農畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を指示する。

第3 住民の健康調査の実施

村は、原子力災害時において、国及び県と連携し、住民に対して健康調査を実施し、住民の健康維持を図る。

第4 風評被害等の影響の軽減

村は、国及び県と連携し、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。

別図1 原子力災害情報伝達系統

